

災害に強いまちづくりをめざして

西条市総合防災訓練を実施します

12/7(日)

今世紀前半にも発生する可能性がある南海トラフ巨大地震等の大災害に備えて、災害発生直後の取るべき行動を習得するために、西条市では東西の消防署管内でそれぞれ年に1度訓練を実施しています。

東消防署管内では8月に実施しました。西消防署管内では三芳・庄内・楠河地区において、自治会や自主防災会が中心となった訓練を実施します。皆さんもぜひ参加して、体験してみてください。

西消防署管内 **開催日** 12月7日(日) 雨天決行

【第1部】避難訓練

≪三芳・庄内・楠河地区の全住民が対象≫

時間：7時57分～9時

場所：各自治会が指定した避難場所

【第2部】実動訓練

≪三芳・庄内・楠河地区の選出者が対象≫

時間：9時～12時

場所：河北中学校



■訓練内容

- 避難訓練
- 初期消火訓練
- 救出搬送訓練
- 応急救護訓練
- 仮設トイレ設置訓練
- 土のう作成訓練
- 避難所開設訓練
- 炊き出し訓練

■体験・展示コーナー

- 起震車
- 煙ハウス
- 関係機関による啓発や展示など
- 特殊車両の紹介
- 防災グッズ展示

■注意事項

- 参加される方は避難を想定して、なるべく徒歩や自転車などでお越しください。
- 台風・警報等の場合は、すべて中止します。

- 問合せ ○市庁舎新館5階 危機管理課 危機管理係 TEL0897-52-1282
○東予総合支所 危機管理課西部分室 危機管理係 TEL0898-64-2700 (内線162)
- 主催 西条市、西条市連合自治会



緊急速報メール(エリアメール)配信訓練を実施します

12/7(日)

西条市総合防災訓練において、12月7日(日)8時頃、緊急速報メールの配信訓練を行います。

訓練時間に市内にある携帯電話・スマートフォン(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの対応機種)に緊急速報メールが配信されます。実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

マナーモードに設定しても着信音が鳴ります。

○メールが受け取れなかった方

お近くの携帯電話事業者の店舗で設定を確認してみましょう。

○メールを受け取った方

ご自宅から最寄りの避難所までの経路を確認す

るなど、防災について考えるきっかけにしましょう。

皆さんのご協力をお願いします。

■訓練日 12月7日(日)

※西条市総合防災訓練日(西消防署管内)

■配信予定時間 8時頃～

■問合せ

- 市庁舎新館5階 危機管理課 危機管理係 TEL0897-52-1282
- 東予総合支所 危機管理課西部分室 危機管理係 TEL0898-64-2700 (内線162)

総合防災訓練・緊急速報メール・避難支援プランなど

西条市内一斉避難訓練を実施します

1/17(土)

～地震発生! まずは自分の身の安全を!!～

阪神・淡路大震災から、早くも20年が経過しましたが、当時の教訓が活かされていますか?

大地震発生後にとるべき行動について、市内にいるすべての人が確認しておきましょう。

地震発生後、まず自分自身の身を守る行動をとりましょう。その後、各自治会等で指定した避難場所へ参集し、安否確認を行います。

また、訓練当日は、サイレンで訓練開始をお知らせするほか、携帯電話・スマートフォン(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの対応機種)に緊急速報メールが配信されます。実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

詳しくは、担当課までお問い合わせください。

■訓練日時

1月17日(土)

9時から9時30分の間に開始します。

※気象警報が発表された時は中止します。

■場所 西条市内一円

■問合せ

- 市庁舎新館5階 危機管理課 危機管理係 TEL0897-52-1282
- 東予総合支所 危機管理課西部分室 危機管理係 TEL0898-64-2700 (内線162)



自分の避難する場所を確認しておきましょう!

西条市避難行動要支援者避難支援プランを策定しました

～地域で助け合う仕組みづくりを!!～

災害が発生した場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障害者など「避難行動要支援者」の方々を地域で守るため、平常時から名簿づくりや災害時の避難支援体制を構築しておくことで、地域にいる要支援者の方々が安心して暮らすことのできる地域づくりをめざすものです。

平成25年度の災害対策基本法の改正を受け、これまでの「災害時要援護者」の名称を「避難行動要支援者」に変更するとともに、「西条市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を策定しました。

■制度の対象者

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者で、地域の支援を希望する方です。名簿登録に同意された方に対して、平常時から民生児童委員、自主防災組織(自治会)、消防、警察で情報を共有して迅速な避難のために活用します。

■地域での支援内容

- 平常時 要支援者を把握するための名簿登録、避難訓練など
- 災害時 要支援者の安否確認、救出、避難誘導など

■説明会を開催します

市は、地域で助け合う仕組みづくりの支援を行います。制度の説明会開催を希望される自主防災組織(自治会)は、担当課へご相談ください。

■問合せ

- 市庁舎新館5階 危機管理課 危機管理係 TEL0897-52-1282
- 東予総合支所 危機管理課西部分室 危機管理係 TEL0898-64-2700 (内線161)



12月3日(水)～9日(火)は「障害者週間」です

障害のある人もない人も、家族や住み慣れた地域で支え合い、共に安心して安全に生活が送れる環境を整えることが求められています。

障害のある方と接するときは「何かお手伝いできることはないでしょうか」の愛の一声運動

を推進し、希望に沿った温かい手を差し伸べましょう。

また、家庭では、障害者、高齢者などの福祉や人権問題について話し合い、理解を深めましょう。